

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：古物営業法の一部を改正する法律案

規制の名称：許可単位の見直し

規制の区分：新設、**改正**（拡充、**緩和**）、廃止

担当部局：警察庁生活安全局生活安全企画課

評価実施時期：平成30年2月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

現行の古物営業法（昭和24年法律第108号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項では、古物営業を営もうとする者は、営業所（営業所のない者にあつては、住所又は居所をいう。以下同じ。）又は古物市場が所在する都道府県ごとに都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けなければならないこととして、古物営業について許可制を定めている。

現行制度では、二以上の公安委員会が管轄する区域において古物営業を営もうとする者は、営業所又は古物市場が所在する都道府県ごとに公安委員会に許可申請を行う必要があるため、古物商又は古物市場主が新たに他の都道府県に営業所又は古物市場を設ける場合には、既に欠格事由の有無について公安委員会の審査を受けているにもかかわらず、改めて他の公安委員会に対して同様の許可申請を行わなければならない。また、許可を受けるまでには、その都度40日程度の期間を要することから、古物商又は古物市場主の手続的負担が非常に大きい。

この課題は、今後も引き続き継続することから、現状の許可制度をベースラインとする。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

[課題及びその発生原因]

現行制度では、二以上の公安委員会が管轄する区域において古物営業を営もうとする者は、営業所又は古物市場が所在する都道府県ごとに公安委員会に許可申請を行う必要があるため、古物商又は古物市場主が新たに他の都道府県に営業所又は古物市場を設ける場合には、既に欠格事由の有無について公安委員会の審査を受けているにもかかわらず、改めて他の公安委員会に対して同様の許可申請を行わなければならない。また、許可を受けるまでには、その都度40日程度の期間を要することから、古物商又は古物市場主の手続的負担が非常に大きい。

[規制緩和の内容]

法の一部を改正し、二以上の公安委員会が管轄する区域において古物営業を営もうとする場合

であっても、一の公安委員会（主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会（以下「主たる公安委員会」という。））の許可を受ければ、他の公安委員会の許可を要しないこととする。また、新たに営業所又は古物市場を設ける場合等許可申請事項に変更が生じた場合には、主たる公安委員会に対する届出義務を課すこととするほか、当該届出は、営業所又は古物市場が所在する他の公安委員会を経由することができることとする。

これにより、古物商又は古物市場主が新たに営業所又は古物市場を設ける場合には、主たる公安委員会に対する届出で足り、現行制度と比較して、提出書類が簡素化されるほか、新たな営業所又は古物市場が古物営業を営むまでの準備期間（以下単に「準備期間」という。）を要しないことから、古物商又は古物市場主の手続的負担を軽減させるといった効果が認められる。

なお、古物営業の許可に関する審査は、法第4条に規定する欠格事由の有無についてのものに限られ、地理的要件や営業所又は古物市場の施設、設備等に関する物的要件は含まれていない。このため、審査の過程及び結論において公安委員会ごとの差は生じないことから、主たる公安委員会以外の公安委員会が法第4条に規定する欠格事由への該当性の審査を行う必要はなく、既に主たる公安委員会の許可を受けている古物商又は古物市場主が、主たる公安委員会以外の公安委員会が管轄する区域内に新たに営業所又は古物市場を設ける場合には、届出で足りることとしても支障はないと考えられるため、本改正は、課題解決の手段として合理的である。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

本改正に伴う遵守費用は発生しない。

また、本改正に伴い、既に主たる公安委員会の許可を受けている古物商又は古物市場主が、主たる公安委員会以外の公安委員会が管轄する区域内に新たに営業所又は古物市場を設けるに当たって、

① 既に設けられている営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会（主たる公安委員会を除く。）を経由する変更の届出に関する業務（以下「経由届出業務」という。）

② 届出を受けた主たる公安委員会から国家公安委員会への報告に関する業務

が新たに発生するところ、①については、従来の許可申請に関する業務が変更の届出に関する業務に代わることで、行政費用が削減されることが見込まれることから、新たに生じる行政費用としては、②のみである。

平成27年及び28年に既に許可を受けている古物商又は古物市場主が、新たに他の公安委員会から許可を受けた件数（ただし、古物市場主については0件）を基に推計すると、本改正において、主たる公安委員会の許可を受けた古物商又は古物市場主が、主たる公安委員会以外の公安委員会が管轄する区域内に新たに営業所又は古物市場を設けるために届出を行う件数は、年間705件と見込まれる。

②に関する人件費単価は、平成29年度地方交付税関係参考資料から66.37円/分であり、1件当たり25分を要することから、合計約120万円（66.37円×25分×705件）の行政費用が生じると見込まれる。

- ④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

リスク監視のためのモニタリング等は想定されず、行政費用は発生しない。

3 直接的な効果（便益）の把握

- ⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

現行制度では、古物商又は古物市場主が許可申請を行ってから許可を受けるまでには40日程度の期間を要するところ、本改正においては、主たる公安委員会の許可を受けた古物商又は古物市場主が、主たる公安委員会以外の公安委員会が管轄する区域内に新たに営業所又は古物市場を設ける場合には届出で足りることとすることから、従前の許可に関する手続きが不要となり、準備期間を要しないため、より早期に古物営業を開始することが可能となっており、古物商又は古物市場主の売上げの増加が見込まれる。

- ⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

業界団体の試算によると、1営業所（2③のとおり、平成27年及び28年に既に許可を受けている古物市場主が、新たに他の公安委員会から許可を受けた件数は0件であることから、ここでは古物商についてのみ推計している。）当たりの1週間の売上高は約100万円から200万円であるところ、本改正においては、全国で年間約40億円（705件×100万円/7日×40日）から約81億円（705件×200万円/7日×40日）の売上げの増加が見込まれる。

また、行政費用については、従来の許可申請が届出に代わることによる業務の減少を勘案すると、1件当たり140分が削減されると見込まれ、経届出業務に関する人件費単価（66.37円/分）を加味し、年間約660万円（66.37円×140分×705件）の行政費用が削減されると見込まれる。

- ⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

本改正では、主たる公安委員会の許可を受けた古物商又は古物市場主が、主たる公安委員会以外の公安委員会が管轄する区域内に営業所又は古物市場を設ける場合には、届出で足りることとなる。

現行制度では、許可申請に要する費用は34,000円（添付書類である役員の住民票等の取得費用（15,000円）及び公安委員会手数料（19,000円））であるところ、本改正により、届出に関しては添付書類を必要とせず、手数料を徴収しない予定であることから、費用が不要となる。

本改正において、主たる公安委員会の許可を受けた古物商又は古物市場主が、主たる公安委員会以外の公安委員会が管轄する区域内に新たに営業所又は古物市場を設けるために届出を行う件数は、年間705件と見込まれるところ、約2,400万円（34,000円×705件）の遵守費用が削減されると見込まれる。

また、本改正では、許可申請書が届出に関する書類に代わることとなり、届出に関する書類の作成に要する時間は1件当たり30分程度が見込まれるところ、現行制度では、許可申請書の作成や添付書類の準備に要する時間は1件当たり6時間程度を要することや、労働単価を33.81円/分（国税庁による平成28年分民間給与実態統計調査結果で示された「1年を通じて勤務した給与取得者の年間の平均給与」の422万円を、60分×8時間×5日×52週で除して算出）を加味し、約790万円（（6時間－30分）×33.81円×705件）の遵守費用が削減されると見込まれる。

よって、削減される遵守費用は、年間約3,190万円と見込まれる。

なお、業界団体によれば、許可申請の際には、行政書士に業務委託を行うことがあり得るが、届出に代わることで、書類が簡素化され、行政書士に業務委託を行うことが不要となると考えられ、更なる遵守費用の削減が見込まれる。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

本改正による副次的な影響及び波及的な影響は生じないと考えられる。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

本改正によって、約120万円の行政費用の増加が見込まれる（2③参照）。

他方、便益については、全国で約40億円から約81億円の売上の増加、約660万円の行政費用の削減（3⑥参照）及び約3,190万円の遵守費用の削減（3⑦参照）が見込まれる。

これらの費用と便益を比較すると便益が上回ることから、本改正は妥当である。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案としては、二以上の公安委員会が管轄する区域において古物営業を営もうとする場合において、一の公安委員会による営業の許可を受けたときは、他の公安委員会の許可を要しないこととし、その後他の公安委員会が管轄する区域内に新たに営業所又は古物市場を設ける場合には、届出も要しないこととするというものが想定される。

[費用]

- ・ 遵守費用

代替案に伴う遵守費用は発生しない。

・ 行政費用

代替案を採用した場合、主たる公安委員会の許可を受けた古物商又は古物市場主は、主たる公安委員会以外の公安委員会が管轄する区域内に新たに営業所又は古物市場を設ける場合に、現行制度における許可に要する費用は発生しない。

他方、代替案を採用した場合は、公安委員会において、古物営業の実態を把握することが困難となり、十分な監督が実施できないため、営業所又は古物市場を利用した盗品等の処分の件数が増加することが考えられ、盗品等の処分が容易になることによる窃盗等の犯罪の増加等のおそれがある。

当該問題が発生した場合、違法行為の取締り等に関する行政費用が著しく増大すると考えられる。

[効果（便益）]

現行制度では、古物商又は古物市場主が許可申請を行ってから許可を受けるまでには40日程度の期間を要するところ、代替案においては、当該期間を要しないことから、より早期に古物営業を開始することが可能となって、古物商又は古物市場主の売上げの増加が見込まれる。また、代替案においては、許可申請に要する遵守費用及び行政費用が不要となる。

[副次的な影響及び波及的な影響]

上記のとおり、営業所又は古物市場を利用した盗品等の処分の件数が増加することが考えられ、盗品等の処分が容易になることによる窃盗等の犯罪の増加等のおそれがある。

[費用と効果（便益）の比較]

代替案に伴う遵守費用は発生しないものの、上記のとおり行政費用が発生する。

他方、便益については、本改正と同様の売上げの増加が見込まれ、許可申請に要する遵守費用及び行政費用が不要となる。

[本改正と代替案の比較]

本改正と代替案を比較すると、便益については、代替案の方が高額であるが、代替案においては、上記のとおり違法行為の取締り等に関する行政費用が著しく増大すると考えられるほか、盗品等の売買の防止という法の目的を達成することが困難になると考えられ、代替案を採用することは妥当とは言い難いことから、本改正は妥当である。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制検討段階やコンサルテーション段階において事前評価は活用していない。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

本改正については、施行から5年以内の適切な時期に事後評価を実施する。

- ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価に向け、以下の指標により費用、効果等を把握することとする。

- ・ 費用

主たる公安委員会の許可を受けた古物商又は古物市場主が、主たる公安委員会以外の公安委員会が管轄する区域内に新たに営業所又は古物市場を設ける場合に変更の届出を行った件数
（把握方法：公安委員会に対する調査）

- ・ 効果

本改正による経済効果

（把握方法：業界団体へのヒアリング等）